

登録喀痰吸引等事業者の登録手続きについて

登録喀痰吸引等事業者とは、「介護福祉士^{※1}に喀痰吸引等業務を行わせる事業者」として、県に登録した事業者です。この「介護福祉士^{※1}」は、「介護福祉士登録証に実施可能な喀痰吸引等行為を付記された介護福祉士」に限ります。

登録喀痰吸引等事業者は、「介護福祉士の实地研修」の実施義務が課せられています。なお、「登録喀痰吸引等事業者」と「登録特定行為業務事業者」は別々に登録が必要です。

【登録事業者の種類】

- 「登録喀痰吸引等事業者」
介護福祉士^{※1}に喀痰吸引等業務を行わせる事業者（平成 28 年 4 月～）
- 「登録特定行為事業者」
介護職員等に特定行為を行わせる事業者（平成 24 年 4 月～）

1 申請書類

登録喀痰吸引等事業者の登録申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

【申請に必要な書類】

	申請書類	様式等	備考
1	登録申請書	様式 1-1 号	
2	定款又は寄付行為の写し（原本証明必要）		
3	登記事項証明書（原本）		
4	介護福祉士名簿	様式 1-2 号	介護福祉士登録証
5	社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 4 各号に規定に該当しない旨の誓約書	様式 1-3 号	
6	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類	様式 1-4 号	適合要件が確認できる書類
7	業務方法書		※ 介護福祉士の实地研修の实地方法についての規定が必要
8	介護福祉士の实地研修実施方法について規定している書類	任意様式	※別紙実施体制確認表で確認し作成
9	医療機関等との連携体制を記載した書類	任意様式	
10	安全委員会の構成を記載した書類	任意様式	
11	感染予防及び感染症発生時の対応マニュアル等	任意様式	
12	備品一覧	参考様式 1	
13	役員名簿	参考様式 2	申請者が個人である場合は不要
14	研修講師・实地研修実施責任者一覧	参考様式 3	資格証及び指導者講習を修了した写しを添付すること

2 登録基準

登録喀痰吸引等事業者の登録基準は、登録特定行為事業者の登録基準の他に、介護福祉士への実施研修実施方法の規定が必要になります。

既に登録特定行為事業者として登録を受けていても、改めて「登録喀痰吸引等事業者」として登録する必要があります。ただし、現在、登録特定行為事業者として登録されている事業所の場合など、申請者に関する書類であって、既に提出済みのものとの変更がない場合には省略が可能である。（定款、登記事項証明書 等）

【登録喀痰吸引等事業者の登録基準】

(1) 医師、看護師等の医療関係者との連携確保に関する基準（法第 48 条の 5 第 1 項第 1 項）

- ① 介護福祉士等が喀痰吸引等を実施するにあたり、医師の文書による指示を受けること。
- ② 医師・看護職員が喀痰吸引等を必要とする方の状況を定期的に確認し、介護福祉士等と情報共有を図ることにより、医師、看護職員と介護福祉士との連携を確保するとともに、適切な役割分担を図ること。
- ③ 喀痰吸引等を必要とする方の個々の状況を踏まえ、医師・看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容等を記載した計画書を作成すること。
- ④ 喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること。
- ⑤ 喀痰吸引等を必要とする方の状況の急変に備え、緊急時の医師・看護職員への連絡方法をあらかじめ定めておくこと。
- ⑥ 喀痰吸引等の業務の手順等を記載した書類（業務方法書）を作成すること。

(2) 喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準（法第 48 条の 5 第 1 項第 2 号）

- ① 喀痰吸引等は実地研修を修了した介護福祉士等に行わせること。
- ② 実地研修を修了していない介護福祉士等に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修を行うこと。
- ③ 安全確保のための体制を整備すること（安全委員会の設置、研修体制の整備等）
- ④ 必要な備品を備えるとともに、衛生的な管理に努めること。
- ⑤ 上記(1)③の計画書の内容を喀痰吸引等を必要とする方又はその家族に説明し、同意を得ること。
- ⑥ 業務に関して知り得た情報を適切に管理すること。

3 登録日・申請書類提出先

(1) 登録日

登録日は、登録特定行為事業者登録申請と同様に、毎月 1 日又は 16 日とします。原則として登録希望日の 30 日前までに申請書類を提出してください。

(2) 申請書類の提出

登録特定行為事業者登録申請と同様に、事業所所在地の保健福祉事務所福祉課に 2 部、提出してください。

4 介護福祉士の実地研修

登録喀痰吸引等事業者においては、実地研修を修了していない介護福祉士に対して実地研修を実施することになりますが、**その実施にあたっては、「長野県喀痰吸引等研修実施要綱」に基づき、公正かつ適切に実施してください。**

介護福祉士の実地研修の実施に際し、実地研修が保険対象の損害賠償保険への加入と、指導看護師の確保が必要です。

(1) 実地研修受講対象者について

登録喀痰吸引等事業者が行う「介護福祉士の実地研修」の受講要件については、以下のいずれかに該当することを、必ず書面で確認してください。

- ① 介護福祉士養成施設等卒業者で医療的ケアを修了
- ② 実務者研修修了者
- ③ 認定特定行為業務従業者認定証（第2号）を所持もしくは、登録研修機関で基本研修（第1号・2号のみ）を修了

(2) 実地研修指導講師（研修実施責任者）について

実地研修の講師となる者については、研修講師向け講習会を受講した医師、保健師、助産師又は看護師（准看護師は不可）に限ります。

研修講師向け講習会については、長野県喀痰吸引等研修実施要綱の「別表「喀痰吸引等研修講師の要件」1 第一号研修又は第二号研修講師」に定める講習会となります。

なお、研修指導講師は、変更後10日以内に県に届ける必要があります。

(3) 実地研修施設について

介護福祉士の実地研修を行う場合、原則、実地研修が必要な介護福祉士が就業する登録喀痰吸引等事業者で実施する場合があります。当該登録喀痰吸引等事業者で必要な行為のみ実施してください。

他の施設から依頼を受けて介護福祉士の実地研修を実施したり、登録喀痰吸引等事業者に就業する介護福祉士の実地研修を他の登録喀痰吸引等事業者に依頼することはできません。

(4) 実地研修に必要な書類及び様式

実地研修を行う場合は、下記の様式及び参考様式を活用してください。

なお、法第48条の5第1項第1号の登録基準に規定する医師、看護師その他の医療関係者との連携確保を踏まえて行うこととなっていることから、**必ず実地研修であることを説明の上、実地研修協力者の同意書及び実地研修に係る医師の指示書等を準備し、実施してください。**

	項目	参考様式等
1	喀痰吸引等研修に係る医師の指示書（実地研修と明記）	県研修要綱4の(2)のア
2	喀痰吸引等研修に係る同意書（実地研修と明記）	県研修要綱4の(2)のウ
3	実地研修実施計画書（研修受講者ごとに作成）	県研修要綱別紙7
4	喀痰吸引等計画書（実地研修協力者ごとに作成）	県研修要綱4の(2)のイ
5	喀痰吸引等研修実施状況報告書	県研修要綱4の(2)のエ

6	喀痰吸引等研修ヒヤリハット・アクシデント報告書	県研修要綱4の(2)のオ
7	実地研修評価票指導者チェックシート	県研修要綱別添資料1
8	実地研修合格判定票	県研修要綱別添3の別紙8
9	実地研修修了証	県研修要綱様式4号
10	実地研修受講者・研修修了者管理簿	県研修要綱別紙9-1・2

(5) 実地研修修了証の交付及び県への報告について

登録喀痰吸引等事業者は、実地研修において必要な知識・技能を修得したと認められる介護福祉士に対して実地研修修了証を交付する必要があります。また、当該交付状況について、実施結果報告書（県研修要綱別紙10）及び実地研修修了管理簿等により、毎年度4月末までに前年度の修了証の交付状況を県へ報告してください。

(6) 書類等の保存

実地研修修了者管理簿は、当該事業所において喀痰吸引等業務を廃止するまで保管し、その他関係書類等（実地研修評価票指導者チェックシート、実地研修合格判定票等）は、5年間保存してください。

5 留意事項

(1) 介護福祉士^{※1}について

実施可能な特定行為を「介護福祉士資格登録証」に付記されていない介護福祉士については、登録喀痰吸引等事業者の介護福祉士として喀痰吸引等行為を実施することはできません。また、登録申請時に、4(1)の実地研修受講対象者がいない場合は登録できません。

介護福祉士登録証への喀痰吸引等行為の付記については、社会福祉振興・試験センターへ申請する必要があります。

参考ホームページ <http://www.sssc.or.jp/touroku/kakutan.html>

喀痰吸引等行為が記載された介護福祉士資格証の交付後、登録喀痰吸引等事業者は、「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」の変更届を県へ提出する必要があります。

(2) 登録事業者の登録の取消し又は業務停止等について

以下の場合には登録の取消し又は業務停止等の処分となることがあります。

- 実地研修を修了しない介護福祉士に喀痰吸引等業務を行わせた場合
- 要件を満たさない介護福祉士に対し、実地研修を実施し修了証を交付した場合
 - 登録喀痰吸引等事業者登録の取消又は業務の停止処分（同法第48条の7）

様式及び参考様式等については、県ホームページに掲載しています。

<県ホームページ掲載場所>

介護支援課 → 介護職員等によるたんの吸引等の実施について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kyuin.html>